

令和 2 年 12 月 1 日  
11 月 6 日

## 株式会社ホームケアサービス山口 行動計画

社員の仕事と生活の調和を支援し、安心して仕事に取り組め、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施期間

『次世代育成支援対策推進法に基づく目標』

目標 1：妊娠中や産休・育児休業復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 令和 2 年 12 月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 3 年 4 月～ 相談員の選定・研修
- 令和 4 年 4 月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標 2：働き方の見直しによる所定外労働時間の削減。

\* 営業社員の一月当たりの平均残業時間を 10 時間以内とする

＜対策＞

- 令和 2 年 12 月～ 働き方見直し委員会を設置し、改善についての意見交換  
(月 1 回)
- 令和 3 年 4 月～ タブレット型パソコンを全営業社員へ配布(貸与)し、“場所にとらわれない働き方”の実施および直行直帰の推奨
- 令和 4 年 4 月～ パソコンの利用を 19 時 30 分で自動シャットダウン
- 令和 5 年 4 月～ パソコンの利用を 19 時 00 分で自動シャットダウン
- 令和 6 年 4 月～ パソコンの利用を 18 時 30 分で自動シャットダウン
- 令和 7 年 4 月～ パソコンの利用を 18 時 00 分で自動シャットダウン
- 随時 状況確認(必要に応じて労働環境の再整備)

## 《女性活躍促進法に基づく目標》

目標 3：営業職の女性社員を現員の 3 人から 6 人以上に増加させる。

### ＜対策＞

- 令和 2 年 12 月～ 各店舗の現状と適正人員配置の精査
- 令和 3 年 4 月～ 採用計画策定
- 令和 3 年 10 月～ 営業職の女性の応募をやすやすため、求人内容の見直し
- 令和 4 年 4 月～ 女性求職者を対象とした現場見学会を開催（年 1 回以上）
- 令和 5 年 4 月～ 事務職・介護職から営業職への転換希望者の把握
- 令和 6 年 4 月～ 営業職への転換希望者の研修実施